

## 富良野市出会い支援事業実施要綱

この要綱は、人口減少の一因となっている少子化対策として、結婚や出産につながる独身男女の出会いの場を積極的に創出する事業を行う団体（以下「協働団体」という。）が、富良野市と協働で事業を行う場合に、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 協働団体

協働団体は、次条に規定する事業を実施する市内の団体で、次の各号のいずれにも該当しない団体とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 公序良俗に反する団体
- (3) 営利を目的として結婚相手の紹介事業を営む団体
- (4) その他市長が適当でないと認める団体

### 2. 対象事業

事業内容は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 富良野市との共催とすること。
- (2) 20歳以上の独身男女を対象とする事業（交流イベント等）を実施する。
- (3) 事業の参加者は男女同数を目標に募集する。
- (4) 事業の参加者は20人以上とし、原則男性は市民とする。
- (5) 事業の会場は市内とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (6) 社会通念上適当でないと認められる事業内容は含まない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の制度から補助金等の交付を受けるもの
- (3) 交付決定時において事業に着手しているもの
- (4) 特定の構成員のための福利厚生が目的と認められるもの
- (5) その他市長が不適當と認めるもの

### 3. 事業予算

費用対効果を十分に考慮した上で、必要な経費を市が負担する。ただし、飲食代、備品代、景品・記念品等は除く。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。